

令和 4 年 第 4 回
市 議 会 定 例 会 資 料

そ の 2

目 次

議案第 103 号関係	-----	1
議案第 104 号関係	-----	7

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

国家公務員に準じて、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定するため提案する。

2 根拠法規

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市職員給与条例（第1条）関係

ア 職員の勤勉手当について、12月に支給する場合の支給割合を1.05月（再任用職員にあつては、0.5月）に引き上げることとした。（第30条関係）

イ 職員の給料月額を平均0.3パーセント引き上げることとした。（別表第1、別表第2関係）

(2) 茅ヶ崎市職員給与条例（第2条）関係

職員の勤勉手当について、6月に支給する場合の支給割合を1.00月（再任用職員にあつては、0.475月）に引き上げ、12月に支給する場合の支給割合を1.00月（再任用職員にあつては、0.475月）に引き下げることとした。（第30条関係）

(3) 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条）関係

ア 特定任期付職員の給料月額のうち1号給について、1,000円引き上げることとした。（第7条関係）

イ 特定任期付職員の期末手当について、12月に支給する場合の支給割合を1.675月に引き上げることとした。（第8条関係）

(4) 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条）関係

特定任期付職員の期末手当について、6月に支給する場合の支給割合を1.65月に引き上げ、12月に支給する場合の支給割合を1.65月に引き下げることとした。（第8条関係）

(5) この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正(第1条関係)) (勤勉手当) 第30条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3 ↳ 略 5 別表第1(第5条関係) 1 <u>行政職給料表(1)</u> 略 備考 略 2 <u>行政職給料表(2)</u> 略 備考 略 別表第2(第5条関係) 1 <u>医療職給料表(1)</u> 略 備考 略 2 <u>医療職給料表(2)</u> 略 備考 略 3 <u>医療職給料表(3)</u> 略 備考 略	(勤勉手当) 第30条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額 3 ↳ 略 5 別表第1(第5条関係) 1 <u>行政職給料表(1)</u> 略 備考 略 2 <u>行政職給料表(2)</u> 略 備考 略 別表第2(第5条関係) 1 <u>医療職給料表(1)</u> 略 備考 略 2 <u>医療職給料表(2)</u> 略 備考 略 3 <u>医療職給料表(3)</u> 略 備考 略

(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正(第2条関係))

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3

5 略

5

(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条関係))

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	<u>376,000円</u>
略	略

2

5 略

5

(茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例第26条第1項、第27条第2項及び第31条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成21年茅ヶ崎市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)」第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第31条第1項において「管理監督職員等」という。)」と、同条例第27条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3

5 略

5

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	<u>375,000円</u>
略	略

2

5 略

5

(茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例第26条第1項、第27条第2項及び第31条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成21年茅ヶ崎市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)」第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第31条第1項において「管理監督職員等」という。)」と、同条例第27条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第4条関係))

(茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例第26条第1項、第27条第2項及び第31条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成21年茅ヶ崎市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)

第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第31条第1項において「管理監督職員等」という。)」と、同条例第27条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

(茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例第26条第1項、第27条第2項及び第31条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成21年茅ヶ崎市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)

第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第31条第1項において「管理監督職員等」という。)」と、同条例第27条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の規定による改正前のもの）

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。

4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体

の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案の理由

会計年度任用職員は一会計年度の範囲内で任用される職員であることから、短時間勤務会計年度任用職員の報酬算定基礎額について、会計年度の初日における茅ヶ崎市職員給与条例の給料表により算定することとするため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項

3 条例の概要

- (1) 報酬算定基礎額は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する会計年度の初日において施行されている茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号。以下「給与条例」という。）第5条第1項の給料表による額に、当該額に給与条例第15条第2項に規定する割合（医療職給料表(1)の適用を受ける会計年度任用職員にあつては、同条第3項に規定する割合）を乗じて得た額を加算した額とすることとした。
（第4条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(報酬算定基礎額) 第4条 前条第2項から第4項までに規定する報酬算定基礎額(次条において単に「報酬算定基礎額」という。)は、<u>当該会計年度任用職員が採用された日の属する会計年度の初日において施行されている茅ヶ崎市職員給与条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第74号。以下「給与条例」という。)</u>第5条第1項の給料表(以下単に「給料表」という。)による額に、当該額に給与条例第15条第2項に規定する割合(医療職給料表(1)の適用を受ける会計年度任用職員にあっては、同条第3項に規定する割合)を乗じて得た額を加算した額とする。 2 略 3 略	(報酬算定基礎額) 第4条 前条第2項から第4項までに規定する報酬算定基礎額(次条において単に「報酬算定基礎額」という。)は、<u>茅ヶ崎市職員給与条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第74号。以下「給与条例」という。)</u>第5条第1項の給料表(以下単に「給料表」という。)による額に、当該額に給与条例第15条第2項に規定する割合(医療職給料表(1)の適用を受ける会計年度任用職員にあっては、同条第3項に規定する割合)を乗じて得た額を加算した額とする。 2 略 3 略

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方公務員法（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の規定による改正前のもの）

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。

4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

○地方自治法

第二百三條の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。